

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社大島産業  
住所: 福岡県宗像市富地原1791-1

2. 指名停止措置期間: 自 令和4年1月25日 1ヶ月  
至 令和4年2月24日

### 3. 事実概要

株式会社大島産業は中日本高速道路株式会社発注の「中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事」の施工において、粗雑工事を行ったことにより工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、福岡県発注の「県道玄海田島福間線川端橋橋梁下部工(P1)工事」他2件の工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年1月11日に福岡県知事より17日間の営業停止処分を受けた。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第3号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第3号>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 3 当該部局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 佐野 英治  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564